

富岡労働基準監督署発表
令和6年7月18日（木）

令和6年7月18日
【照会先】
富岡労働基準監督署
監督・安衛課長 川路 和彦
（電話）0240(22)3003

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い～

富岡労働基準監督署（署長 寺嶋徹之）は、本日、株式会社YAMATO及び同社代表取締役、並びに共犯者2名を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和4年2月17日、福島県双葉郡大熊町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において発生した休業4日以上労働災害について、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長へ提出しなかった疑い。

1 被疑者

- 株式会社YAMATO（3次下請）
所在地：福島県いわき市小名浜
事業内容：建設業
- 同社 代表取締役A
- 2次下請会社X 作業所長B
- 2次下請会社X 現場監督C

2 違反条文

労働安全衛生法違反
同法第100条第1項（報告等）
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）
同法第120条第5号（罰則）
同法第122条（両罰規定）
刑法第60条（共同正犯）

3 災害の概要

令和4年2月17日、福島県双葉郡大熊町の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所構内において、被疑者株式会社YAMATOの労働者Dが作業場所に向かって移動していたところ、Dが濡れた階段の路面で足を滑らせ転倒し、休業2か月を要するけがを負う労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、休業4日以上を要する労働災害が発生した場合、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないことが規定されていますが、令和4年2月17日に発生した休業2か月を要する労働災害について、被疑者Aは被疑者B及び被疑者Cと共謀して、遅滞なく、同報告書を所轄の富岡労働基準監督署長に提出しなかった疑いがあるものです。

5 その他（本件の請負体系）

元請

|

1次下請会社

|

2次下請会社（X）・・・被疑者B、C所属

|

3次下請会社（株式会社YAMATO）・・・被疑者A、労働者D所属

【参照条文】

○労働安全衛生法（抄）

（報告等）

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3 （略）

（罰則）

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～四 （略）

五 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 （略）

（両罰規定）

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（抄）

（労働者死傷病報告）

第97条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 （略）

○刑法（抄）

（共同正犯）

第60条 2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。